



茨城 県 報

第 1 6 2 5 号

平成16年12月 2 日

木 曜 日

目 次

規 則

ページ

|                                         |    |
|-----------------------------------------|----|
| ●茨城県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則（環境政策課） .....  | 1  |
| 告 示                                     |    |
| ●久慈郡及び常陸太田市の人口（市町村課） .....              | 3  |
| ●大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（5件）（中小企業課） ..... | 3  |
| ●農地保有合理化事業規程の変更承認（農政企画課） .....          | 9  |
| ●換地計画の決定（農地整備課） .....                   | 9  |
| ●競争入札の参加者の資格に関する公示（監理課） .....           | 10 |
| ●土地収用法による事業の認定（用地課） .....               | 12 |
| ●土地改良法に基づく換地処分（土地改良事務所） .....           | 15 |
| 公 告                                     |    |
| ●争議行為の予告通知の公表（労働政策課） .....              | 15 |
| ●保安林の皆伐面積の限度公表（林業課） .....               | 15 |
| ●都市計画変更案の作成に係る公聴会の開催（都市計画課） .....       | 16 |
| ●新住宅市街地開発事業の工事完了の届出（都市整備課） .....        | 21 |
| ●開発行為の工事完了（8件）（建築指導課） .....             | 21 |
| ●貸金業者の登録の取消し（4件）（地方総合事務所） .....         | 22 |
| 正 誤                                     |    |
| ●平成16年11月18日付け茨城県報第1621号 .....          | 24 |

規 則

茨城県規則第86号

茨城県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年12月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県立自然公園条例施行規則（昭和37年茨城県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「昭和37年条例第17号」を「昭和37年茨城県条例第17号」に改める。

第 8 条の表第 5 条の 2 第 1 項第 6 号の項中「規定による」を「規定により」に改める。

第 9 条の 2 中第 25 項を第 26 項とし、第 11 項から第 24 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 10 項の次に次の 1 項を加える。

11 条例第 11 条第 4 項第 1 号に掲げる行為（風力発電施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第 1 項第 5 号及び第 6 号並びに前項第 7 号及び第 9 号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1) 第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定の例によること。ただし、学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる風力発電施設の新築、改築若しくは増築にあつては、この限りでない。

(2) 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。

第 10 条第 56 号及び第 71 号並びに第 10 条の 2 第 10 号中「第 3 条」を「第 3 条第 1 項」に改める。

第 10 条の 4 第 3 号ア中「第 2 条」を「第 2 条第 1 項」に改める。

様式第 3 号中「申請します」の次に「(協議します)」を加える。

様式第 4 号及び様式第 5 号中「公園事業の」を「県立公園事業の」に改める。

様式第 6 号（その 2）中 「(2) 縮尺 1 : 5,000 以上の概況図及び天然色写真  
その他行為の施行方法の表示に必要な図面 」 を

「(2) 縮尺 1 : 5,000 以上の概況図及び天然色写真  
に改める。

(3) その他行為の施行方法の表示に必要な図面 」

様式第 6 号（その 4）中 「(2) 縮尺 1 : 5,000 以上の概況図及び天然色写真  
その他行為の施行方法の表示に必要な図面 」 を

「(2) 縮尺 1 : 5,000 以上の概況図及び天然色写真  
に改める。

(3) その他行為の施行方法の表示に必要な図面 」

様式第 6 号（その 13）中 「(2) 縮尺 1 : 5,000 以上の概況図及び天然色写真  
その他使用（着陸）方法の表示に必要な図面 」 を

「(2) 縮尺 1 : 5,000 以上の概況図及び天然色写真  
に改める。

(3) その他使用（着陸）方法の表示に必要な図面 」

様式第 9 号中「第 2 条」を「第 2 条第 1 項」に改める。

様式第 17 号中「第 13 条第 1 項」を「第 21 条第 1 項」に改める。

様式第 20 号中

「

|                  |  |
|------------------|--|
| 業務を行おうとする県立公園の名称 |  |
|------------------|--|

」 を

「

|                  |  |
|------------------|--|
| 業務を行おうとする県立公園の名称 |  |
| 業務を開始しようとする年月日   |  |

」 に

改める。

様式第 24 号中「みだりに同条第 1 項第 2 号」を「、みだりに同条第 1 項第 2 号」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

---

# 告 示

---

## 茨城県告示第1594号

平成16年12月 1 日に久慈郡金砂郷町，同郡水府村及び同郡里美村を廃止し，それらの区域を常陸太田市に編入したことに伴う久慈郡及び常陸太田市の人口は，地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第176條第 1 項第 1 号及び第177条第 1 項第 1 号の規定により，次のとおりとなる。

平成16年12月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

久慈郡 23,982人

常陸太田市 61,869人

## 茨城県告示第1595号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について，同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお，意見書は，本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成16年12月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

### 1 大規模小売店舗の概要

#### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン赤塚東

水戸市赤塚駅南口土地区画整理事業施行地内 4 街区の一部

#### (2) 届出の概要

##### ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第 5 条第 1 項）

平成16年 8 月 9 日

##### イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所                     | 代表者氏名   |
|-------------|-------------------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル | 福島県郡山市朝日二丁目18番 2 号      | 大 高 善 興 |
| 株式会社ツルハ     | 北海道札幌市東区北24条20丁目 1 番24号 | 鶴 羽 樹   |
| 株式会社大創産業    | 広島県東広島市西条町加茂工業団地        | 矢 野 博 丈 |
| 未定          | 未定                      | 未定      |

##### ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成17年 4 月 1 日

##### エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

7,359m<sup>2</sup>

##### オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 257台  
 (イ) 駐輪場の収容台数 195台  
 (ウ) 荷さばき施設の面積 283㎡  
 (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 31㎡

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 (開店時刻) 午前 9 時  
 (閉店時刻) 午前 0 時 (一部午後 9 時)  
 (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 午前 8 時45分～午前 0 時15分  
 (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数  
 4 箇所  
 (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 午前 6 時～午後 8 時30分

キ 届出年月日

平成16年 7 月27日

2 市町村の意見

| 市 町 村 名 | 意 見 の 概 要                                                                                                         | 理 由                                                                                                                         |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 水戸市     | 1. 赤塚駅東側の水戸街道踏切を主たる来店経路として設定しないよう配慮されたい。<br>2. 赤塚駅西側の主要地方道玉里水戸線（河和田街道踏切）の交通量を把握した上で、交通処理を検討することが望ましい。             | 1. 赤塚駅東側の水戸街道踏切は、変則交差点の中に踏切を有する形態であり、円滑な交通処理が極めて困難である。<br>2. 来店経路として設定する赤塚駅西側の玉里水戸線については、現況把握とともに、プレスが赤塚による影響も考慮して検討すべきである。 |
|         | 1. 音源が北側（線路側）に集中しており、線路を挟んだ向かい側に集合住宅があることから、特に夜間における騒音対策に配慮願いたい。<br>2. 騒音規制法及び市公害防止条例の特定施設を設置する場合は、その規制基準を遵守願いたい。 | 1. 近年、夜間における室外機等からの定常騒音の苦情が増加しているため。<br>2. 関係法令等の適切な運用を図ることにより、計画地周辺の地域の生活環境を保持するため。                                        |
|         | 1. 「水戸市における建築物に附置する駐車施設に関する条例」に基づく届出が必要。<br>2. 道路法第24条に基づく許可申請（道路管理者以外の者の行う工事）。                                   | 関係法令等の適切な運用を図ることにより、計画地周辺の地域の生活環境を保持するため。                                                                                   |
|         | 1. 駐輪スペースの増設及び道路上への自転車の放置禁止や指定場所に駐輪を促すような掲示板等を設置願いたい。（駐輪スペース前や                                                    | 1. 関係法令等の適切な運用を図ることにより、計画地周辺の地域の生活環境を保持するため。（赤塚駅南口周辺は、水戸市自転                                                                 |

|                                                                    |                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 歩行者出入り口付近等)<br>2. 駐輪場における自転車とオートバイの分離<br>駐車を検討願いたい。                | 車の放置防止に関する条例により放置禁止<br>区域に指定されている。)<br>2. 自転車利用者は、高齢者の比重が高く、<br>オートバイと分離することにより危険性が<br>解消される。 |
| 施設北側の隣地（自転車歩行者専用道路）と<br>の境界沿いに植栽を行う等、ＪＲの車窓や歩行<br>者用道路からの景観に配慮願いたい。 | 施設北側は荷捌き施設や廃棄物保管施設等<br>が集まっているが、旅客や通行人からの視点<br>を考え、景観上、良い印象を与える施設とさ<br>れたい。                   |
| 一定の複数建築物に対する制限の特例等の制<br>度について、検討願いたい。                              | 関係法令等の適切な運用を図ることにより、<br>計画地周辺の地域の生活環境を保持するため。                                                 |

## 茨城県告示第1596号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び鹿行地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成16年12月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

Paseos神栖店

鹿島郡神栖町大字平泉 2 - 43

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第 5 条第 1 項）

平成16年 9 月16日

## イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所                    | 代表者氏名   |
|-------------|------------------------|---------|
| 株式会社田原屋     | 神奈川県川崎市川崎区砂子二丁目 3 番地 2 | 田 熊 太 郎 |

## ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成17年 4 月26日

## エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,380㎡

## オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- |               |     |
|---------------|-----|
| (ア) 駐車場の収容台数  | 55台 |
| (イ) 駐輪場の収容台数  | 20台 |
| (ウ) 荷さばき施設の面積 | 53㎡ |

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 10 m<sup>3</sup>

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前10時

(閉店時刻) 午後 8 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 9 時30分～午後 8 時30分

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

3 箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 8 時～午前 9 時

キ 届出年月日

平成16年 8 月25日

2 市町村の意見

| 市 町 村 名 | 意 見 の 概 要                                                                                                                                                | 理 由                         |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 神栖町     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過剰包装の抑制（仕入れ、販売）</li> <li>・ 繰り返し可能な容器包装の使用</li> <li>・ 廃棄物の分別徹底によりリサイクルへの取り組み<br/>(特に発泡スチロール製容器のリサイクル)</li> </ul> | 廃棄物処理経費の増大，最終処分地の逼迫，地球環境の保護 |
|         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県公害防止条例及び町公害防止条例等を遵守</li> <li>・ 騒音規制法の環境基準等の遵守</li> </ul>                                                       | 環境基準等の遵守                    |
|         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該店舗に出入りする車輛と道路通過車輛との事故を防止するため適切な警備員の配置をお願いします</li> </ul>                                                       | 歩道通過の際の事故防止                 |

茨城県告示第1597号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について，同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお，意見書は，本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成16年12月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ石岡東店

石岡市東石岡3964番地 8

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (法第 6 条第 1 項)

平成16年10月14日

イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所              | 代表者氏名   |
|-------------|------------------|---------|
| 株式会社カスミ     | つくば市西大橋599番地 1   | 小 瀨 裕 正 |
| 有限会社サンローヤル  | 千葉県野田市七光台56 - 1  | 友 野 正 男 |
| 有限会社高中生花店   | 石岡市国府 2 - 1 - 26 | 高 中 俊 之 |
| 中村 豊        | 水戸市松本町13 - 66    |         |

(変更後)

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所            | 代表者氏名   |
|-------------|----------------|---------|
| 株式会社カスミ     | つくば市西大橋599番地 1 | 小 瀨 裕 正 |

ウ 届出年月日

平成16年 9 月28日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第1598号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成16年12月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ石岡東店

石岡市東石岡3964番地 8

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

平成16年10月14日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 1,149m<sup>2</sup>

(変更後) 1,520m<sup>2</sup>

(イ) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 収容台数 108台

(変更後) 収容台数 101台

(ウ) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 収容台数 30台

(変更後) 収容台数 40台

(エ) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 面積 20m<sup>2</sup>

(変更後) 面積 21m<sup>2</sup>

(オ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 容量 58 m<sup>3</sup>

(変更後) 容量 40 m<sup>3</sup>

ウ 届出年月日

平成16年 9 月28日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第1599号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成16年12月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンキ牛久店

牛久市中央一丁目 1 番 2 号

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（附則第 5 条第 1 項）

平成16年 7 月 8 日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 1,200m<sup>2</sup>

(変更後) 1,662m<sup>2</sup>

(イ) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 収容台数 14台

(変更後) 収容台数 36台

(ウ) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 収容台数 0 台

(変更後) 収容台数 30台

(エ) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 面積 40m<sup>2</sup>

(変更後) 面積 50m<sup>2</sup>

(オ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 容量 7 m<sup>3</sup>

(変更後) 容量 16m<sup>3</sup>

(カ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後 8 時

(変更後) 午後 9 時

(キ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 1 箇所

(変更後) 5 箇所

ウ 届出年月日

平成16年 6 月25日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第1600号

財団法人茨城県農林振興公社の農地保有合理化事業規程については、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり平成16年11月22日に変更承認をしたので公告する。

平成16年12月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 農地保有合理化事業の実施区域

本県における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第 6 条第 1 項の規定により指定された地域）の区域とする。

2 農地保有合理化事業の種類

- (1) 農地売買等事業
- (2) 農地信託等事業
- (3) 農業生産法人出資育成事業
- (4) 研修等事業

茨城県告示第1601号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 1 項の規定により県営土地改良事業道六地区（全換地区）に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年12月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧期間

平成16年12月 3 日から

平成17年 1 月 6 日まで

3 縦覧の場所

八千代町役場

茨城県告示第1602号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 4 条の規定に基づき、平成17年度及び平成18年度において茨城県の競争入札の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

平成16年12月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 契約の種類

建設工事

2 申請の時期

平成17年 1 月14日（金）から平成17年 2 月14日（月）まで（当日消印有効）とする。

3 申請の方法

(1) 申請書等の入手方法

ア 申請書等の販売

茨城県所定の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（以下「申請書」という。）及びその添付書類として提出する書類のうち様式を定めているものについては、別記 1 に掲げる販売所において販売する。

イ インターネットによるダウンロードサービス

申請書及びその添付書類として提出する書類のうち様式を定めているものについては、別記 2 に掲げるアドレスによりダウンロードサービスも併せて実施する。

(2) 申請書等の提出方法

申請書に次に掲げる書類（クからサまでに掲げる書類については、本県内に主たる営業所（本店）を有する者に限る。）を添え、別記 3 に掲げる提出先に郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。

ア 建設業許可通知書又は建設業許可証明書の写し

イ 建設業労働災害防止協会加入証明書（加入している者に限る。）

ウ 総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の29第 1 項の通知）の写し

エ 建設工事入札参加資格調書（所定の様式のものに限る。）

オ ほ装工事に係る技術職員資格調書（所定の様式のものに限る。）（ほ装工事に係る入札参加資格の審査を受けようとする者に限る。）

カ 茨城県土木部が発行したアスファルトコンクリート合材混合所の指定に係る承認書又は変更承認書の写し（ほ装工事に係る入札参加資格の審査を受けようとする者であって当該施設を所有しているものに限る。）

キ 県内の県税事務所が発行した県税に未納がないことを証する納税証明書（茨城県に納税義務を有する者に限る。）又は税務署が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書（茨城県に納税義務のない者に限る。）

ク 障害者雇用状況調書（所定の様式のものに限る。）（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第 2 条に掲げる障害者を雇用している者に限る。）

ケ ISO9001 認証の取得に係る登録証及び付属書の写し (取得している者に限る。)

コ 建設工事入札参加資格地位承継承認通知書の写し (平成15年12月24日以降に合併又は営業譲渡した者に限るものとし、様式は所定のものに限る。)

サ 登記簿謄本の写し (平成16年10月29日以降に協業組合を設立した者に限る。)

(3) 申請書等の作成に用いる言語等

申請書並びにその添付書類のうちエ、オ及びクについては、日本語で作成すること。

また、添付書類 (エ、オ及びクを除く。) のうち外国語で記載されたものには、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

4 競争入札に参加する資格の審査を受けることができない者

(1) 法第3条第1項の規定による許可を受けていない者

(2) 法第27条の29第1項の総合評定値の通知を受けていない者

(3) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の4第2項 (政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。) の規定により競争入札に参加させないこととされた者で、政令第167条の4第2項の期間を経過していない者

(4) 銀行取引停止を受ける等経営状態が著しく不健全であると認められた者

(5) 申請書又はその添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

(6) 県税を滞納している者

5 競争入札に参加する者の資格及びその審査

競争入札に参加する者の資格の審査は、次に掲げる項目の点数の合計点 ((6)から(10)までに掲げる項目の点数は、本県内に主たる営業所 (本店) を有する者に限り対象とする。) をもって行い、さらに、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び舗装工事については、これら合計点に基づき工事種別ごとに3又は4の等級に区分する。

(1) 総合評定値通知書に記載されている総合評定値

(2) 茨城県から請け負って完成させた工事の件数と工事成績から算定する点数

(3) 茨城県建設業者ほう賞規程 (昭和33年茨城県告示第307号) の規定により知事が行うほう賞 (土木部長又は農地局長がこれに準じて行うほう賞を含む。) の受賞の実績から算定する点数

(4) 茨城県建設工事請負業者指名停止等措置要領により知事から受けた指名停止の実績から算定する点数

(5) 法第28条の規定により国土交通大臣又は都道府県知事から受けた指示及び営業の停止の実績から算定する点数

(6) 障害者雇用促進法第2条に掲げる障害者を雇用している実績から算定する点数

(7) ISO9001 認証を取得している実績から算定する点数

(8) 建設業労働災害防止協会に加入している実績から算定する点数

(9) 合併又は営業譲渡をしていることから算定する点数

(10) 協業組合を設立していることから算定する点数

6 資格審査結果の通知

平成17・18年度茨城県建設工事入札参加資格決定通知書により通知する。

7 資格の有効期間及び更新の手続

(1) 競争入札に参加する資格の有効期間

平成17年6月1日から平成19年5月31日までとする。

(2) 資格の更新手続

資格の更新を希望する者は、平成18年12月中に平成19年度及び平成20年度の資格審査に係る公示を予定しているので、当該公示により申請すること。

別記 1 申請書の販売所

社団法人 茨城県建設業協会

〒310 - 0062 茨城県水戸市大町 3 丁目 1 番22号

電話 029 - 221 - 5126

別記 2 ダウンロードサービスのアドレス

茨城県ホームページ 申請・届出様式ダウンロードサービス 土木部監理課

<http://www.pref.ibaraki.jp/yoshiki/s08.htm>

別記 3 申請書等の提出先

茨城県土木部監理課建設業担当

〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

電話 029 - 301 - 4334

茨城県告示第1603号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年12月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 起業者の名称 那珂町

2 事業の種類 （仮称）那珂町立図書館建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

茨城県那珂郡那珂町大字菅谷字両宮西及び字上宿東地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第 1 号の要件への適合性について

（仮称）那珂町立図書館建設事業（以下「本件事業」という。）は、図書館法（昭和25年法律第118号）第 2 条第 2 項に規定された公立図書館に関する事業であり、土地収用法第 3 条第22号に掲げる図書館法による図書館に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第 1 号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第 2 号の要件への適合性について

本件事業は、地方公共団体である那珂町が町立図書館を設置する事業である。町立図書館は、図書館法第 2 条第 2 項に規定された、地方公共団体が設置する図書館としての公立図書館に該当することから、起業者は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

また、起業者は、平成13年 3 月に策定した「第五次那珂町総合計画」において本件事業の施行を重要施策として位置付けているほか、その一般会計において既に本件事業の施行に必要な予算措置を講じていることから、本件事業を施行する意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第 2 号の要件を充足すると判断される。

## (3) 土地収用法第20条第 3 号の要件への適合性について

## ア 申請事業の施行により得られる公共の利益について

那珂町は、水戸市をはじめとする近隣の市町村への交通利便性を活かし、そのベッドタウンとして発展してきており、昭和40年代から人口の増加傾向が続いている。第五次那珂町総合計画では、町の人口は今後も市街地整備事業の推進等にも支えられて引き続き増加し、平成22年には51,000人に、また、年齢別の人口と比率では、0歳から14歳までが7,700人で15.1パーセント、15歳から64歳までが32,200人で63.1パーセント、65歳以上が11,100人で21.8パーセントになるとそれぞれ予測されており、高齢化の進展も見込まれている。

現在、県内の各市及び人口3万人以上の各町村では、茨城県教育委員会教育長からの「市町村立図書館の整備に関する要望」(平成6年7月5日付け生学第652号通知)もあって高齢化の進展にも対応した生涯学習活動の拠点となる公立図書館の整備が進んでおり、那珂町周辺の該当市町村のほとんどが既に公立図書館を設置している。しかし、那珂町では、町立図書館は未だ設置されておらず、中央公民館内の図書室が地域住民の利用に供されているに過ぎない。その面積は一般図書室と児童図書室を合わせても268平方メートルで、閲覧用スペースも6人掛テーブルが4台置けるだけという、極めて狭小な施設となっている。また、提供資料も、DVD、ビデオ及びCD等の視聴覚に係る施設、資料及び機材を欠いているために図書のみに限られ、その収蔵数も約58,000冊に止まっている。

このような環境にあって、中央公民館内の図書室の図書貸出件数は年間40,000冊近くに達しており、地域住民の読書意欲の高さがうかがわれる。一方、那珂町が平成14年度に住民2,000名に対して実施した図書館に関するアンケートでは、回答者1,417名のうちの48パーセントが周辺市町村に所在する公立図書館も利用しているとしており、那珂町に図書館がないことから、地域住民が生涯学習活動や文化活動において不便や不利益を強いられている状況が明らかとなっている。

また、那珂町を含む水戸市外11市町村で構成する水戸地方拠点都市地域整備推進協議会では、平成6年10月に策定した「水戸地方拠点都市地域基本計画」において、那珂町の交通利便性及び自然環境の優位、常磐自動車道からのアクセス並びに原子力関連施設の集積に着目し、那珂町が水戸地方拠点都市地域の中で居住機能、レクリエーション機能及び研究・流通業務機能を担うべきことを位置付け、重点整備事業として、那珂町に町立図書館の設置を求めている。

さらに、第五次那珂町総合計画においても、本件事業は、町の将来像である「人にやさしく文化の香りたかいまち」づくりの先導的役割を果たすものとして重点施策に位置付けられ、その施行が急務とされている。

本件事業が施行されて、153,000冊に及び収蔵図書を有し、作品展示、映画会、講演会及び研修会等の多目的利用も可能な視聴覚関係施設を備えた、延床面積3,500平方メートル余りの公立図書館が整備されれば、地域住民の生涯学習活動や文化活動に係る不便や不利益が解消されるとともに、水戸地方拠点都市地域において那珂町が担うべき居住機能、レクリエーション機能及び研究・流通業務機能の向上と、那珂町の将来像に沿ったまちづくりの先導的役割を果たすことが期待できる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## イ 申請事業の施行により失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)及び茨城県環境影響評価条例(平成11年条例第7号)に基づく環境影響評価の対象となる事業ではない。したがって、起業者は、環境影響評価を実施していないのであるが、本件事業の施行により整備される施設が周辺環境へ与える影響について検討を加え、必要な措置を講じている。

すなわち、日照については、等時間日影図を作成して建築基準法(昭和25年法律第201号)に定める基準を満たすことを確認しており、騒音については、屋外機械置場の機械騒音値計算を行って騒音規制法(昭和43年

法律第98号)に定める騒音基準を満たすことを確認している。また、雨水排水については、敷地内での浸透処理を基本としつつ、その残余雨水を隣接する既存の雨水排水路へ都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為の技術基準(平成16年 4 月茨城県宅地開発関係資料集所収)に沿った問題のない排水量で放流することとしており、汚水排水については、放流規定値以内で公共下水道へ放流することとしている。また、希少動植物については、起業地内での生息又は生育がないことを確認している。

さらに、埋蔵文化財についても、那珂町教育委員会へ照会して起業地内に周知の遺跡がないことを確認している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

#### ウ 代替案の検討について

起業者は、本件事業の起業地を決定するに当たって、整備する施設の利用目的及び必要敷地面積を考慮し、市街地内で1ヘクタール程度のまとまった土地3箇所を候補地として選定し、物理的、社会的及び経済的観点から比較検討を行っている。

その結果、町の中心部に位置して接面道路も良好であるため交通利便性に優れていること、周辺を住宅地に囲まれ閑静な環境の提供が期待できること、第五次那珂町総合計画及び水戸地方拠点都市地域基本計画に整合した位置にあること、平坦な雑種地であり公共下水道も整備されているため造成工事及び付帯工事の費用が経済的であること、及びその他の比較検討項目においても特に不適切な事項がないことを総合的に勘案して、起業地を決定している。

したがって、本件事業の起業地の決定は、適切であると認められる。

#### エ 比較衡量

アで述べたところの得られる公共の利益とイで述べたところの失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。また、ウで述べたように、本件事業の起業地の決定は適切であると認められる。

したがって、本件事業の計画は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### (4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

##### ア 申請事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、那珂町では町立図書館が未だ整備されておらず、現在のところ、中央公民館内の図書室が地域住民の利用に供されているが、その面積は極めて狭小であり、また、提供資料も図書のみに限られ、収蔵数も不十分であることから、地域住民が生涯学習活動や文化活動において不便や不利益を強いられている状況にある。

また、那珂町を含む水戸市外11市町村で構成する水戸地方拠点都市地域整備推進協議会では、水戸地方拠点都市地域基本計画において、重点整備事業として、那珂町に町立図書館の設置を求めている。

さらに、那珂町の策定する第五次那珂町総合計画においても、町の将来像に沿ったまちづくりの先導的役割を担う重点施策として町立図書館の設置が急務とされている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

##### イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業の起業地の範囲は、本件事業の施行によって整備される施設の利用者の利便性、職員の作業効率並びに想定される施設利用者及び職員の人数等を考慮しつつ、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成13年文部科学省告示第132号)、「図書館づくりマニュアル」(平成12年茨城県教育委員会)及び「町村図書館活動推進委員会編『町村図書館建築マニュアル』」(平成8年日本図書館協会)の示す要件等を満たすよう設計されており、本件事業の目的を発揮するために必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲はすべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

ウ 土地等を収用し又は使用する公益上の必要性

ア及びイで述べたところを鑑みれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件をいずれも充足すると判断されるため、同条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

那珂町役場社会教育課

茨城県告示第1604号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により県営土地改良事業奥田北地区（全換地区）に係る換地処分をした。

平成16年12月2日

茨城県下館土地改良事務所長 黒 須 拓 美

## 公 告

● 争議行為の予告通知の公表

日本赤十字労働組合猿島支部 執行委員長 千葉國光から、平成16年11月22日、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があった。

平成16年12月2日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事 件

- 1) 年末一時金に関する事項
- 2) 年末年始特別出勤手当に関する事項
- 3) 職場要求に関する事項

2 日 時

平成16年12月3日（金）午前零時以降、本件の完全解決に至る期間

3 争議行為の場所

猿島郡総和町上辺見1300 - 13 猿島赤十字病院

組合員の従事する全職場

4 争議行為の概要

上記3にいう場所の全体にわたり、あらゆる形の争議行為

● 保安林の皆伐面積の限度公表

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、平成16年12月1日以降平成17年3月31日までの保安林の皆伐による立木の伐採について、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規定により許可す

る皆伐面積の限度を、次のとおり公表する。

平成16年12月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

| 皆 伐 面 積 の 限 度 (単位：ヘクタール) |           |         |                |           |            |
|--------------------------|-----------|---------|----------------|-----------|------------|
| 同一の単位とされている保安林           |           | 皆伐面積の限度 | 同一の単位とされている保安林 |           | 皆伐面積の限度    |
| 多 賀 北 部                  | 水源かん養保安林  | 215.38  | 那 珂 川          | 水源かん養保安林  | 154.03     |
|                          | 土砂流出防備保安林 | 8.50    |                | 土砂流出防備保安林 | 16.63      |
|                          | 飛砂防備保安林   | 0.96    |                | 干害防備保安林   | 2.06       |
|                          | 防風保安林     | 0.10    | 水戸鹿行地区         | 水源かん養保安林  | 4.32       |
|                          | 干害防備保安林   | 0.06    |                | 土砂流出防備保安林 | 0.22       |
| 多 賀 南 部                  | 水源かん養保安林  | 330.32  |                | 飛砂防備保安林   | 3.82       |
|                          | 土砂流出防備保安林 | 11.95   | 防風保安林          | 1.98      |            |
|                          | 防風保安林     | 0.04    | 干害防備保安林        | 1.88      |            |
|                          | 保健保安林     | 3.48    | 霞ヶ浦地区          | 土砂流出防備保安林 | 5.64       |
| 里 川 山 田 川                | 水源かん養保安林  | 413.38  |                | 防風保安林     | 0.12       |
|                          | 土砂流出防備保安林 | 4.20    |                | 干害防備保安林   | 10.72      |
|                          | 干害防備保安林   | 1.00    | 笠間地区           | 水源かん養保安林  | 53.32      |
|                          | 保健保安林     | 10.08   |                | 土砂流出防備保安林 | 29.70      |
| 久 慈 川                    | 水源かん養保安林  | 180.52  | 鬼怒川下流          | 水源かん養保安林  | 70.68      |
|                          | 土砂流出防備保安林 | 34.54   |                | 土砂流出防備保安林 | 38.38      |
|                          | 保健保安林     | 8.74    |                | 干害防備保安林   | 2.50       |
| 合 計                      |           |         |                |           | 1,619.25ha |

●都市計画変更案の作成に係る公聴会の開催

水戸・勝田都市計画の変更案の作成について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

公述人については、茨城県都市計画公聴会規則（昭和44年12月27日茨城県規則第71号）第4条第1項の規定に基づく公述申出書を提出した者のうちから、同規則第5条第1項の規定に基づき公聴会において意見を述べることができる者を選定するものとし、同条第3項の規定に基づき公述人を選定した時はその旨を当該公述人に通知する。

なお、公述申出者がいない場合には、公聴会は開催しない。

平成16年12月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 開催の日時及び場所並びに公述申出書の提出先、提出期限及び様式

| 日 時                      | 場 所                                     | 公述申出書の提出先，提出期限及び様式                                                                                         |
|--------------------------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成16年12月17日<br>午後 2 時30分 | 水戸市緑町 1 - 1 - 18<br>茨城県立青少年会館<br>中研修室 1 | 提 出 先<br>水戸市笠原町978番 6<br>茨城県知事 橋 本 昌<br>(土木部都市局都市計画課扱い)<br>提 出 期 限<br>平成16年12月10日 (必着のこと)<br>様 式<br>別掲のとおり |

## 2 水戸・勝田都市計画の変更案

### (1) 種別，名称，位置及び面積

| 種 別  | 名 称     |       | 位 置                                                                                                                                                             | 面積      | 備考                                                   |
|------|---------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|------------------------------------------------------|
|      | 番 号     | 公 園 名 |                                                                                                                                                                 |         |                                                      |
| 広域公園 | 9・6・001 | 偕楽園公園 | 水戸市常磐町<br>水戸市常磐町 1 丁目<br>水戸市常磐町 字浦口<br>水戸市元山町 2 丁目<br>水戸市見川 1 丁目<br>水戸市見川町 字寺田，字ぢこく，<br>字長とろ，字とふさ<br>ぶ，字勝見田<br>水戸市千波町 字長町，字千波山，<br>字せんたな，字あら<br>た<br>水戸市緑町 2 丁目 | 約63.8ha | 好文亭，広場，<br>樹林地，梅林，<br>池，泉，駐車場，<br>歴史館，歩道橋，<br>園路ボックス |

### (2) 都市計画を変更する内容

公園区域の変更 (拡大)

### (3) 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

水戸市元山町 2 丁目及び緑町 2 丁目の各一部

### (4) 案の作成理由

都市計画偕楽園公園 (約63.8ha) は，日本を代表する歴史的遺産である史跡名勝「偕楽園」(常磐公園)を中心とし，水戸市中心部に残る貴重な緑の空間を保全，育成及び利用した公園であり，周辺の千波公園 (約85.5ha)，桜川緑地 (約46.7ha) 沢渡川緑地 (約18.7ha) 及び逆川緑地 (約32.8ha) などと一体となった「千波湖周辺大規模公園構想」の中核として，市民や県内外から訪れる公園利用者のためのレクリエーション空間を創造するとともに都市環境の向上や災害時の避難等の用に供するため，整備を推進しているところである。

偕楽園公園は昭和23年に都市計画決定されて以来，数度の区域の拡大を行いながら順調に整備を進めてきており，概ねの区域において整備が完了している。現在は，道路，鉄道等で分断されている公園の各地区を連絡する

ことによる公園全体の回遊性向上を最重要課題として、整備に取り組んでいるところであり、平成16年2月には常磐線を跨ぐ歩道橋（園路）である梅桜橋が完成したことにより、桜山下駐車場や田鶴鳴梅林と、史跡名勝「偕楽園」を中心とする地区との連絡強化が図られたところである。

今回の変更は、県道水戸岩間線を横断する園路を公園区域に追加し、早期に整備を進めることによって、現在、同県道で分断されている歴史館地区と史跡名勝「偕楽園」地区との連絡強化を図るとともに、公園全体の回遊性を高めることにより、利用者の利便性の向上を図ろうとするものである。

### 3 都市計画の変更案の閲覧場所及び公聴会に関する問い合わせ先

(1) 水戸市笠原町978番 6

茨城県土木部都市局都市計画課

電話 029 - 301 - 4588 (直通)

(2) 水戸市中央 1 丁目 4 番 1 号

水戸市都市計画部都市計画課

電話 029 - 224 - 1111 (内線426)

別 掲

## 公 述 申 出 書

水戸・勝田都市計画の案の作成について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成    年    月    日

茨城県知事    橋    本            昌    殿

公述申出人

住    所

ふりがな

氏    名

印

年    齢

職    業

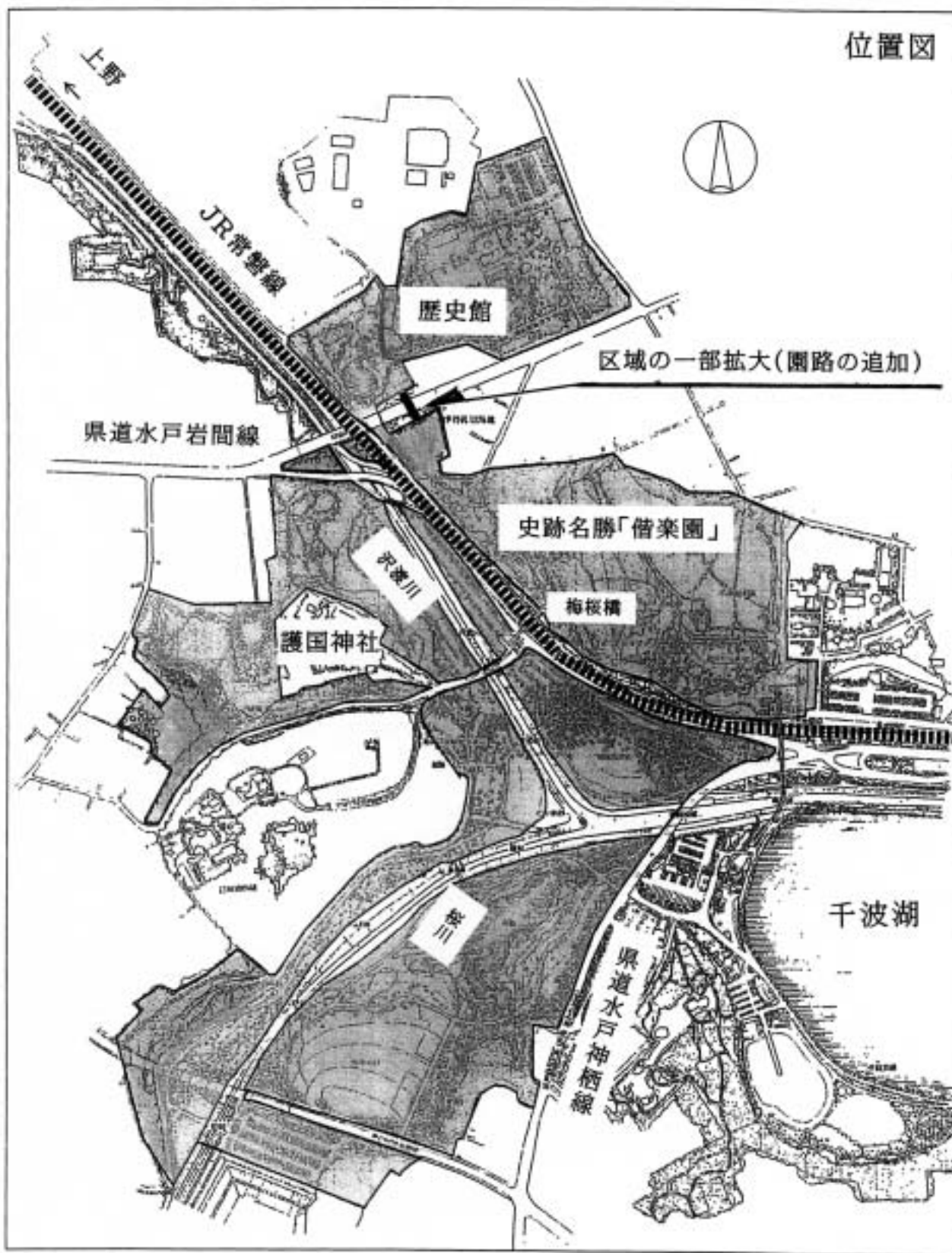
意見の要旨    別    紙

「意見の要旨」作成上の注意

かい書で400字程度にまとめ意見の要旨を記載すること。

## 偕楽園公園

位置図



## ●新住宅市街地開発事業の工事完了の届出

茨城県住宅供給公社から平成16年11月11日付けで水戸・勝田都市計画十万原新住宅市街地開発事業の工事完了の届出があったので、新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）第27条第 2 項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成16年12月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画事業の種類

水戸・勝田都市計画新住宅市街地開発事業

## 2 都市計画事業の名称

十万原新住宅市街地開発事業

## 3 施行者の名称

茨城県住宅供給公社

## 4 施行地

水戸市藤井町，藤が原 1 丁目，藤が原 2 丁目，藤が原 3 丁目及び東茨城郡常北町増井地内

## 5 施行面積

135.2ha

## 6 工事完了工区

18 - 1 - 2, 18 - 2 - 2

## 7 工事完了面積

240.09m<sup>2</sup>

## 8 工事完了の期日

平成16年10月31日

## ●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成16年12月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村大字村松字八幡後2260番11

## 2 事業主の住所及び氏名

那珂郡東海村大字須和間679番地55（南台住宅 8 - 5）

野 村 武 壽

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

水海道市内守谷町字赤松前4816番 3

## 2 事業主の住所及び氏名

水海道市内守谷町4792 - 2

松 並 功

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

岩井市大字桐木字西原670番17

2 事業主の住所及び氏名

岩井市大字岩井4727 - 2 グリーンハイツ八坂103号

倉 持 誠

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

真壁郡関城町大字関本上字天神下492番 6

2 事業主の住所及び氏名

関城町大字船玉127 - 1

菊 地 邦 夫, 菊 地 知 子

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡三和町大字尾崎字稲荷塚3397番 3, 3397番 4

2 事業主の住所及び氏名

三和町大字尾崎3593 - 7

佐々木 肅 子, 佐々木 克 巳

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡境町大字塚崎字中坪2721番10

2 事業主の住所及び氏名

栃木県小山市曙1 - 16 - 23 ガーデンコートラベンダー203

大久保 喜 之, 大久保 恵 美

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡境町字藤浪2217番 4, 2217番 5

2 事業主の住所及び氏名

境町大字塚崎947 - 1 クレシェンデ102

細 島 武

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡境町大字伏木字北原1278番56

2 事業主の住所及び氏名

境町大字上小橋852 - 3

川添工業株式会社

代表取締役 川 添 忠 士

●貸金業者の登録の取消し

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり貸金業者の登録を取消したので、同法第41条の規定により公告する。

平成16年12月 2 日

茨城県県北地方総合事務所長 安 義 治

- 1 商号
- 2 代表者氏名 大久保 滋 人
- 3 代表者住所 茨城県水戸市袴塚 3 丁目 9 番36号
- 4 主たる営業所の所在地 茨城県水戸市袴塚 3 丁目 9 番36号
- 5 登録番号 茨城県知事 (北 - 1) 第10245号
- 6 登録年月日 平成15年 3 月19日
- 7 登録取消しの年月日 平成16年11月22日
- 8 適用条文 貸金業の規制等に関する法律第37条第 1 項第 1 号

## ●貸金業者の登録の取消し

貸金業の規制等に関する法律 (昭和58年法律第32号) 第38条第 1 項の規定により、次のとおり貸金業者の登録を取消したので、同法第41条の規定により公告する。

平成16年12月 2 日

茨城県県南地方総合事務所長 諏 訪 原 守

- 1 商号 オフィスマネキ猫
- 2 代表者氏名 飯 島 啓 一
- 3 代表者住所 茨城県新治郡八郷町大字山崎962番地116
- 4 主たる営業所の所在地 石岡市東光台 4 丁目12番地 1 号 モリヤビル 2 F
- 5 登録番号 茨城県知事 (南 - 1) 第40220号
- 6 登録年月日 平成14年 5 月13日
- 7 登録取消しの年月日 平成16年11月17日
- 8 適用条文 貸金業の規制等に関する法律第38条第 1 項

## ●貸金業者の登録の取消し

貸金業の規制等に関する法律 (昭和58年法律第32号) 第37条第 1 項の規定により、次のとおり貸金業者の登録を取消したので、同法第41条の規定により公告する。

平成16年12月 2 日

茨城県県南地方総合事務所長 諏 訪 原 守

- 1 商号 ユニティ
- 2 代表者氏名 飛 澤 益 夫
- 3 代表者住所 茨城県真壁郡大和村大字金敷1253番地の 3
- 4 主たる営業所の所在地 つくば市筑穂 2 丁目 4 番地 2 KMSS102号
- 5 登録番号 茨城県知事 (南 - 1) 第40244号
- 6 登録年月日 平成15年 2 月17日
- 7 登録取消しの年月日 平成16年11月15日
- 8 適用条文 貸金業の規制等に関する法律第37条第 1 項

- 1 商号 大幸商事

- 2 代表者氏名 椎 木 修  
3 代表者住所 茨城県水戸市東野町262番地の3  
4 主たる営業所の所在地 稲敷郡東町上之島3208番地尾林テナポC  
5 登録番号 茨城県知事 (南 - 1) 第40252号  
6 登録年月日 平成15年 8 月 1 日  
7 登録取消しの年月日 平成16年10月22日  
8 適用条文 貸金業の規制等に関する法律第37条第 1 項

~~~~~

---

正 誤

---

平成16年11月18日付け茨城県報第1621号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行       | 誤   | 正   |
|-----|---------|-----|-----|
| 1   | 上から19行目 | 管理課 | 監理課 |
| 1   | 上から20行目 | 管理課 | 監理課 |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 0 6 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨 城 県 水 戸 市 笠 原 町 978 番 6

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)